

情審第 22 号

令和 6 年（2024 年）12 月 25 日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

令和 6 年（2024 年）5 月 2 日付け企第 371 号で諮問（諮問第 40 号）のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）については、次のとおり判断する。

- 1 別表の「非公開が妥当」欄に記載する情報は、非公開とした実施機関の決定は妥当である。
- 2 別表の「公開・非公開の判断が必要」欄に記載する情報は、実施機関は、改めて公開をする旨又はしない旨の決定を行うべきである。
- 3 別表の「公開すべき」欄に記載する情報は、実施機関は、本件処分を取り消し、公開すべきである。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和6年2月8日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「ゼロカーボン・デジタルタウン創造事業に係るサウンディング議事録」（以下「本件文書」という。）について、本件請求を実施機関に対し行った。

なお、本件文書には、サウンディング参加法人別に、「題名：小田原市ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想策定支援業務サウンディング議事録（サウンディング参加法人名）」、「日時」、「開催場所」、「参加者」の部分及び「議事要旨」の部分で構成されており、「議事要旨」には、「テーマ」別に、「質問内容」及び「回答内容」が記載されているものである。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和6年2月26日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、公開をしないとした部分の概要を「サウンディング参加法人名、法人の従業員に関する情報、（氏名、役職）、参加法人の権利や競争上の地位その他正当な利益（営業上のノウハウ）を害するおそれがある内容、未成熟な情報で市民の誤解や憶測を招き不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある内容」とし、公開をしない理由を条例第8条第1号及び第2号ア・イ並びに第3号に該当し、「特定の個人を識別することができるもの。当該法人の権利、競争上の地位その他正当な

利益を害するおそれがあるもの。当該法人に関する情報であって、公にしないとの条件で任意に提供されたもの。未成熟な情報を公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの。」とした。

- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和6年3月1日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、弁明書等の提出を依頼し、実施機関は審査庁に対し、令和6年3月29日付けで弁明書等を提出した。
- 2 審査庁は審査請求人に対し、弁明書を送付すると共に反論書の提出を依頼したが、審査請求人から反論書の提出はなかった。
- 3 審査庁は当審査会に対し、令和6年5月2日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨
公開をしないとした部分の公開を求めるものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。
 - (1) 令和6年2月2日の小田原市議会総務常任委員会において、ゼロカーボン・デジタルタウン担当部長は、企業へのサウンディング調査の中で、「企業側が是非やっていきたいと伝えてくれた。」と発言しているが、本件文書の公開された部分には、当該発言が確認できなかった。
 - (2) 実施機関は、サウンディング調査で、「国有地を自ら買う」や「周辺道路の整備も自ら行う」という企業があることがわかったという主張をしているが、本件文書の公開された部分には、そのような発言をした企業はなかった。
 - (3) 企業名を伏せることは理解するが、上記(2)のような発言自体を伏せる必要はないにも関わらず、議事録のどこにもそのような発言をみることができない。

第6 実施機関の主張の要旨

弁明書によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 現状公開している内容以上に公開することによって、企業名や当該企業の具体的な保有技術やノウハウ等を示唆する可能性があり、当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある（条例第8条第2号ア）。
- 2 企業に関する情報であって、公にしないと条件で任意に提供されたものであり、企業における通例として公にしないこととされている（条例第8条第2号イ）。
- 3 現状公開している内容以上に公開し、未成熟な情報を公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある（条例第8条第3号）。
- 4 審査請求人の主張する「議事録の中で、国有地を自分たちで買う、という発言をした企業がない」ことについては、サウンディングの際に企業に対して「小田原市ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想（素案）」に基づき、「最終的には選定した開発事業者に用地売却すること」を前提条件として示したものであり、これに対して否定的な意見はなかったものである。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書及び関係書類に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

1 公開をしないとした理由に掲げた条例第8条第1号、第2号ア、同号イ及び第3号の解釈

実施機関は、本件処分において公開をしないとした理由に、条例第8条第1号、第2号ア、同号イ及び第3号を掲げている。そこで、まず当該規定に関する当審査会の認識を示すこととする。

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

当該規定の「個人に関する情報」については、「特定の個人を識別することがで

きるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則非公開として、個人の権利利益を侵害せず、非公開にする必要のないものをただし書で例外的公開事項として列挙しているものである。そして、ただし書アとして、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を規定し、ただし書イとして、「個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定して、これらを例外的公開事項としているものである。

(2) 条例第8条第2号ア及びイについて

条例第8条第2号は、「法人に関する情報であって、次に掲げるもの。」とし、同号アは「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

当該規定における「法人に関する情報」とは、法人の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報など、法人と何らかの関係性を有する情報である。

なお、法人の構成員に関する情報は、法人に関する情報であると同時に、各構成員の個人に関する情報でもあると判断できる。

そして、「権利」とは、法的保護に値するすべての権利をいい、「正当な利益」とは、生産技術上又は販売上のノウハウや信用など法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。また、「害するおそれ」があるか否かの判断に当たっては、法人の種類、性格、権利利益の内容又は性質等に応じ、当該法人の憲法上の権利の保護の必要性や当該法人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。また、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

条例第8条第2号イは「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非公開情報として規定している。

当該規定は、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意で提供された情報について、当該条件が合理的なものとして認められる限り、非公開情

報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものであり、「実施機関の要請を受けて」提出されたことが要件となるので、実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提出された情報は含まれない。

「公にしない」とは、この条例に基づく公開請求に対して公開しないことのほか、第三者に対して当該情報を提供しないことを意味する。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報提供を受ける場合も含まれる。

「条件」には、実施機関の側から公にしないとの条件を付けて情報提供を要請する場合と法人等又は事業を営む個人の側が実施機関の情報提供の要請に対して公にしないとの条件を付ける場合があるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等において公にしていなくてもいいことだけでは該当しない。

「合理的であると認められるもの」は、情報の性質に応じ、当該情報の提出当時における諸般の事情等を考慮して判断することになる。

(3) 条例第8条第3号について

条例第8条第3号は、「市の機関の内部における検討、協議、調査研究に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

当該規定は「審議等に関する情報」について非公開情報としての要件を定めており、「市の機関」とは、市のすべての機関をいう。また、「検討、協議、調査研究に関する情報」については、市の事務及び事業について意思決定がされる場合、その決定に至るまでの過程においては、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議をはじめ、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は実施機関が開催する有識者・関係法人等を交えた研究会等における協議や調査研究など、様々な検討、協議及び調査研究が行われており、「検討、協議、調査研究」とは、これら各段階において行われる検討、協議又は調査研究に関連して作成され又は取得された情報をいう。

「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるもの」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、不当に率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるものをいい、適正な意思決定手続きを確保するために規定してあるものである。例えば、審議会等における発言内容で、公にされると、発言者やその家族に危害が及ぶおそれが生じるものや実施機関内部の政策の検討が十分でない情報であって、公にされると、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあるものなどが考えられる。

また「不当に」とは、検討等における途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味し、予想される支障が「不当」なものか否かの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非公開にすることによる利益とを比較衡量した上で判断することが必要になる。

2 公開をしないとした部分の非公開情報該当性について

(1) 非公開情報該当性の基本的な考え方について

条例は第1条の目的条項において、「市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たす」ことを掲げ、第8条においては、「公文書は原則として公開義務がある」ことを定めており、その例外として、非公開情報を個別に定めている。

したがって、公文書に記録されている情報の非公開情報該当性については、市民の知る権利や市民への説明責任を前提とし、それを上回る保護法益が実質的に存在するか否かという観点から判断されるべきものである。

これらを踏まえ、本件文書のうち、公開をしないとした部分の非公開情報該当性について検討していく。

なお、本件文書は、サウンディング参加法人別に、「題名：小田原市ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想策定支援業務サウンディング議事録（サウンディング参加法人名）」、「日時」、「開催場所」、「参加者」の部分及び「議事要旨」の部分で構成されており、「議事要旨」には、「テーマ」別に、サウンディング参加法人及び小田原市ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想策定支援業務の受託業者（以下「支援業務受託業者」という。）の従業員並びに小田原市職員が発言した「質問内容」及び「回答内容」が記載されているものであった。

(2) 条例第8条第1号の該当性について

当審査会が本件文書を見分したところ、本件文書における参加者の部分のうち公開をしないとした部分には、サウンディング参加法人又は支援業務受託業者の従業員に係る所属、職及び氏名が記載されていた。

これらの記載は、サウンディング参加法人又は支援業務受託業者の構成員としての個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、ただし書きの例外的公開事項に該当しないことから、条例第8条第1号に該当する。

(3) 条例第8条第2号ア及びイの該当性について

本件文書における題名、開催場所、参加者、テーマ、質問内容及び回答内容の部分のうち、公開をしないとした部分には、サウンディング参加法人名、同法人が特定される情報、同法人のノウハウ等に関する情報とそれ以外の情報（以下「本件それ以外の情報」という。）のいずれかの情報が記載されていた。

これらの記載されていた情報のうち、サウンディング参加法人名、同法人が特定される情報及び同法人のノウハウ等に関する情報については、実施機関が特定の事業を検討するに当たり民間事業者との直接対話により、率直な意見やアイデア等を把握するために実施したサウンディング調査において、当該情報を公にすることは、当該法人の権利利益を害するおそれが生ずるものと認められるため、条例第8条第2号アに該当する。

また、サウンディング参加法人名、同法人が特定される情報及び同法人のノウハウ等に関する情報については、サウンディング調査の手法上、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であることは明らかであることから、条例第8条第2号イにも該当するものと認められる。

なお、非公開情報とするサウンディング参加法人が特定される情報及び同法人のノウハウ等に関する情報の範囲については、上記(1)で記載した基本的な考え方を踏まえ、その範囲をできるだけ限定することが求められる。

(4) 条例第8条第3号の該当性について

上記(3)で記載したとおり、本件文書における質問内容及び回答内容の部分のうち、公開をしないとした部分には、サウンディング参加法人名、同法人が特定される情報、同法人のノウハウ等に関する情報又は本件それ以外の情報のいずれかの情報が記載されていた。

当審査会が本件文書を見分したところ、これらの記載された情報のうち、本件

それ以外の情報については、本件処分時において未成熟な情報と認められるものが含まれており、当該情報部分については、条例第8条第3号に該当するものと認められる。

しかしながら、当該基本構想が白紙となった現時点の状況を踏まえると、未成熟な情報の範囲について、本件処分時と現時点では、状況が変化していると言わざるを得ない。

したがって、上記1の(3)及び2の(1)を踏まえ、本件それ以外の情報における条例第8条第3号の該当性について改めて判断し、公開をする旨又はしない旨の決定を行うべきである。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和6年5月2日	審査庁からの諮問書を受付
令和6年5月27日	第90回情報公開審査会 事案の審議
令和6年7月11日	第91回情報公開審査会 事案の審議
令和6年8月21日	第92回情報公開審査会 事案の審議
令和6年10月10日	第93回情報公開審査会 答申案の検討
令和6年11月22日	第94回情報公開審査会 答申案の検討

【別表】

項番	記載区分	非公開が妥当				公開・非公開の 判断が必要 (第3号該当性)	公開すべき
		該当情報	該当号				
			1号	2号ア	2号イ		
1	題名	サウンディング参加法人名		●	●	—	—
2	開催場所	サウンディング参加法人名		●	●	—	—
3	参加者	サウンディング参加法人名		●	●	—	—
		サウンディング参加者法人及び支援業務受託業者の従業員に係る所属、職及び氏名	●				
4	テーマ	サウンディング参加法人名及び同法人が特定される情報		●	●	—	本件それ以外の情報
5	質問内容	サウンディング参加法人名、同法人が特定される情報及び法人のノウハウ等に関する情報		●	●	本件それ以外の情報	—
6	回答内容	サウンディング参加法人名、同法人が特定される情報及び法人のノウハウ等に関する情報		●	●	本件それ以外の情報	—